

採択率が去年並になる可能性が高い。委員会はその経緯を含めて追認することになった。なお、情報処理教育関係設備予算要求の基礎資料は、6月に全私立大学及び短期大学に対して「情報関係設備費等に対する国庫助成希望調査(平成19年度)」を実施し、その結果を踏まえて以下のような方針で要求した。調査票は資料編【資料3】、積算内訳は【資料2】を参照されたい。

(2) 装置・施設補助の不正防止ガイドラインの作成

不正な手段による補助金の受給が18年度に発生したことから、これを防止するためのガイドラインを文部科学省との連携の中で本協会として作成することになり、10月13日に情報環境整備促進委員会を開催して検討した。入札による契約方式のガイドラインでは不正防止ができないと判断し、11月の理事会までに検査・検収、職員倫理の徹底を加えたガイドラインを作成することになり、11月の総会で報告した。詳細は、一般報告の「4. 装置・施設等補助金の不正防止対策」を参照されたい。

5-2 情報教育及び情報環境の相談・助言

私立大学からの情報教育及び情報環境に関する問い合わせに臨機に対応するため、必要に応じて相談・助言を行った。本年度は、17校から相談・助言があり、事務局が対応した。相談・助言の内容は、補助金の活用、教育の情報化の相談助言の要請があり、対面または大学に出向して説明した。また、特色GP、ファカルティ・デベロップメントについて助言した。

5-3 情報関連補助金のWebサイトの運営

教員全員に補助金の存在を周知徹底し、教育改善のための教育努力を喚起するため、19年度も本協会のWebサイトに「私立大学の情報化関連補助金の留意点」とした情報を文部科学省の協力を得て掲載した。文部科学省のホームページと接続し、随時最新の補助金情報を掲載している。また、補助金の適正化を徹底するため、点検表を掲載し自己点検、自己評価を呼び掛けるとともに、補助金の不正防止対策のガイドラインを掲載して対応した。